

## お知らせとお願い

凧や風船を揚げる行為により航空機の安全な運航を妨害することは犯罪です。

(最も重い刑で懲役**3**年(注))

普天間飛行場周辺における航空機の飛行ルート下において、凧や風船を揚げる事案が発生しています。



航空機の飛行ルート下における凧揚げ等は、**航空機の事故や凧等を揚げている人の大けがにつながるおそれがある大変危険な行為**です。

航空機の飛行ルート下において、**航空機の安全な運航を妨害するような方法等で凧や風船を揚げている人を見かけた方は110番通報**をお願いいたします。

(注) 刑法の威力業務妨害罪に該当する場合(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)。  
なお、航空危険行為処罰法の航空危険罪に該当する場合は、3年以上の有期懲役。

### 外務省、防衛省、警察庁、国土交通省

■本チラシの内容についてのお問い合わせにつきましては下配のいずれかの部署に御連絡願います。

防衛省本省 地方協力局地方協力企画課連絡調整室  
防衛省沖縄防衛局企画部地方調整課連絡調整室

(代表) 03-3268-3111 (内線: 36688)  
(代表) 098-921-8131 (内線: 226)